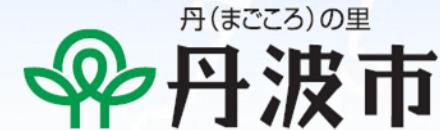




# 丹波市権利擁護支援センター(仮称) 設立準備委員会

令和3年6月24日（木）14時30分から  
丹波市役所本庁第2庁舎2階ホール

# 第1回委員会でお伝えすること



- (1) 委員会の目的
- (2) 言葉の共通認識 「権利擁護支援とは？」
- (3) 権利擁護支援センターとは
- (4) 成年後見制度の利用促進について
- (5) 丹波市の現状について
  - ①丹波市の取組状況
  - ②第3期丹波市地域福祉計画
  - ③丹波市成年後見制度利用促進基本計画

## (1) 委員会の目的

# 委員会の目的

丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会  
設置要綱

丹(まごころ)の里



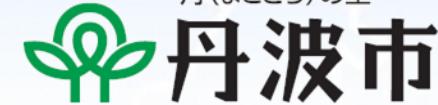
## （設置）

第1条 この要綱は、市内に居住する高齢、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない者が、地域で安心して暮らせるように権利擁護に関する支援や成年後見制度の利用促進を行う丹波市権利擁護支援センター（仮称）の設立に関する具体的な準備を進めるため、丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

# 委員会の目的

丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会  
設置要綱

丹(まごころ)の里



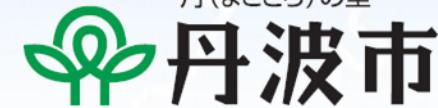
## （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの業務内容に関すること
- (2) センターの運営体制に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会において特に必要があると認めること

# 委員会のスケジュール

丹(まごころ)の里

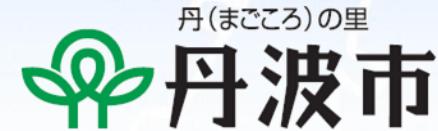


	令和3年度（2021年度）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
開設目標												
設立準備委員会			24			●		実態把握		●		
その他							●	●				

	令和4年度（2022年度）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
開設目標												
設立準備委員会	●			●		市民向けフォーラム		●				
その他						●	●					

## (2) 言葉の共通認識 「権利擁護支援とは？」

# 権利擁護支援とは（広い意義）



## ○日本国憲法

**第11条 [国民の基本的人権の永久不可侵性]**

基本的人権の享有を妨げられない。

**第25条 [国民の生存権、国の補償義務]**

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

## ○ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと  
明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと

厚生労働省HPより

# 権利擁護支援とは

障害福祉サービス等ガイドラインの提供に係る  
意思決定支援

丹(まごころ)の里



## II. 総論

### 1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するため事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

# 権利擁護支援とは

認知症の人の日常生活・社会生活における  
意思決定支援ガイドライン

丹(まごころ)の里



## II. 基本的考え方

### 3. 意思決定支援とは何か（支援の定義）

認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。

本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。

- ・ **成年後見制度**

認知症や障がいなどが理由で判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する制度

事前措置：任意後見制度

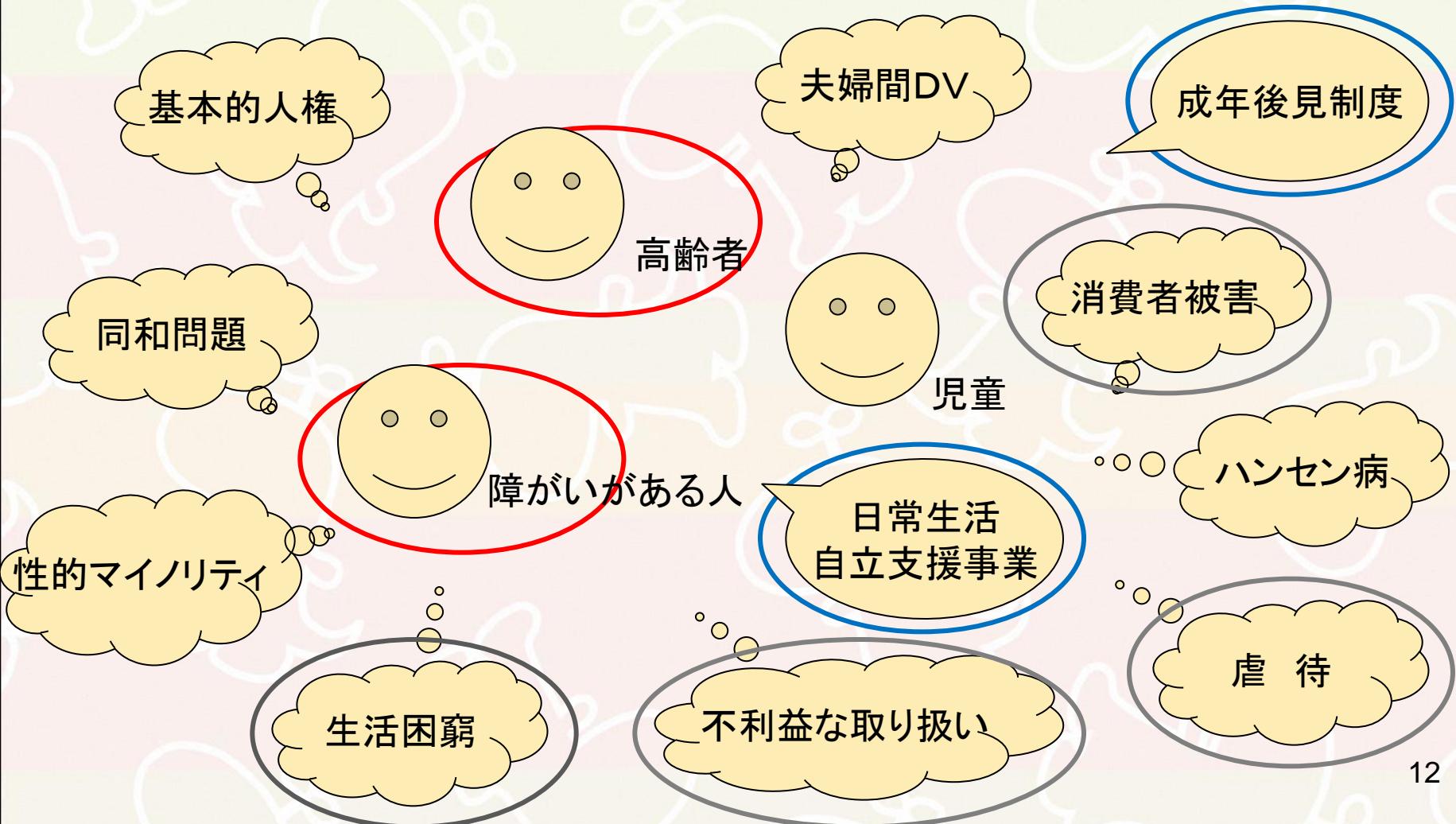
事後措置：法定後見制度

→成年後見・保佐・補助（判断能力に応じて）

- ・ **日常生活自立支援事業**

判断能力に不安がある人に対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う制度

# 権利擁護支援とは イメージ



### (3) 権利擁護支援センターとは

# 権利擁護支援センターとは

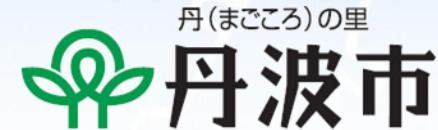


## [参考]

地域福祉推進計画策定・見直しに地域共生社会の実現に向けた社協活動指針  
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 [地域福祉政策研究会報告書]

- 1 **権利擁護相談** 住民、支援者、専門職に対し、「権利擁護」に関する常設の相談窓口を明確化することと法律の専門的な相談対応につなげる窓口としての機能
- 2 **権利擁護支援の強化** 各相談機関が受けたケースについて、個別支援のチーム形成から、法的支援への関わり強化など、見立てを強化する機能
- 3 **支援者の育成** 当事者と最前線で向き合う各相談機関の支援者に対し、権利擁護支援の視点など支援者を育成支援する

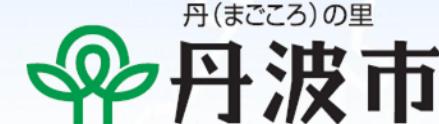
# 権利擁護支援センターとは



- 4 **ネットワーク形成** 関係機関の支援ネットワーク形成のみならず、医療機関、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等の機関と連携・協働する機能
- 5 **社会資源の開発とシステム評価** 地域における権利擁護支援推進のために、支援状況の評価や方針化など、権利擁護支援体制の継続的な検討を行う機能
- 6 **地域住民の権利認識の向上** 当事者が住む地域 자체が権利侵害を生まない地域を目指し、市民後見人の養成や福祉学習等を通じ、地域の権利認識を高める

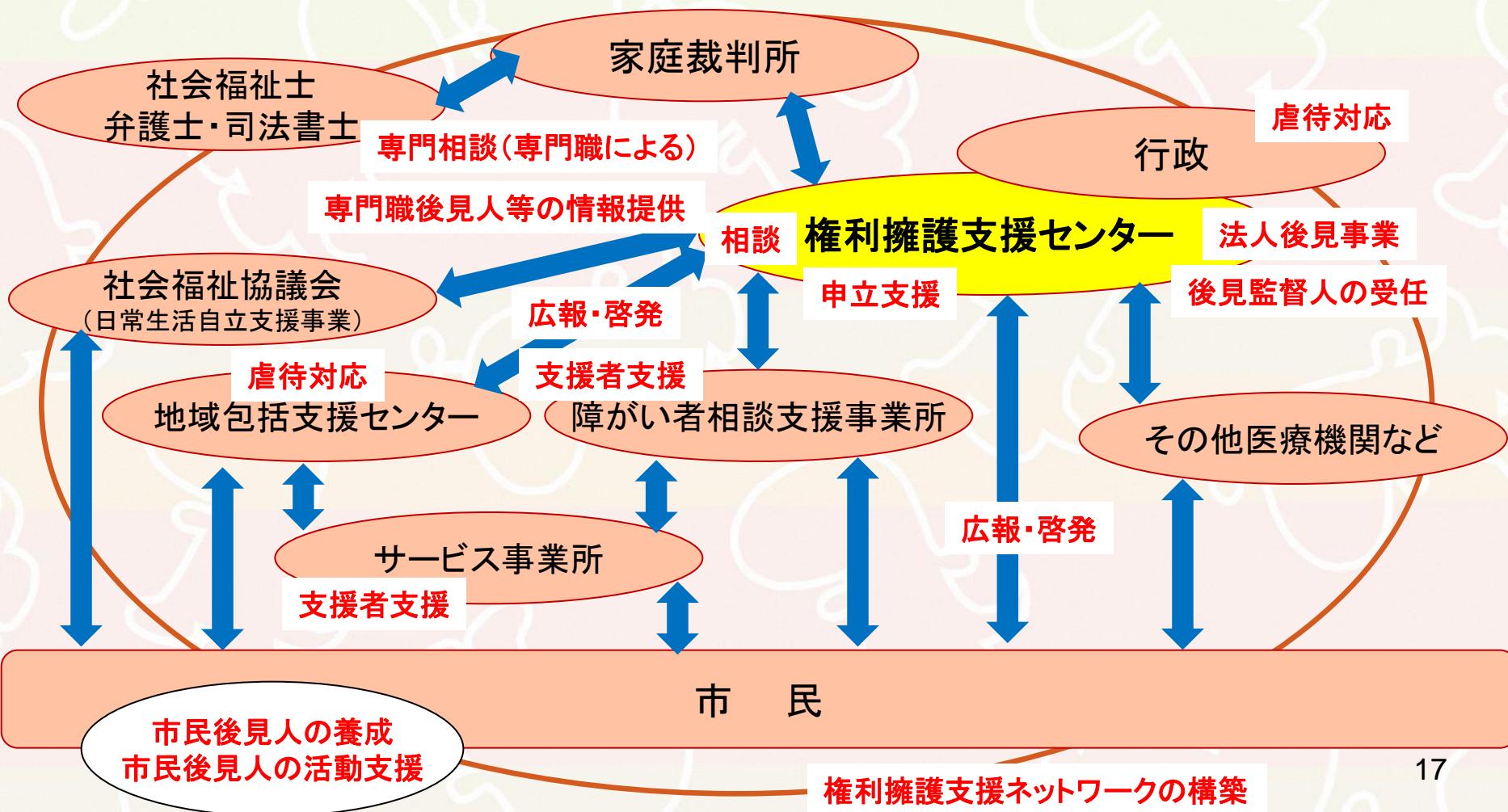
# 権利擁護支援センターとは

## 家事関係機関等連絡協議会 (R2. 12. 14) 資料より



- ①広報・啓発
- ②相談
- ③首長申立て支援
- ④申立て支援（首長以外）
- ⑤専門相談（法律等専門職による）
- ⑥専門職後見人等の情報提供
- ⑦虐待対応
- ⑧法人後見事業
- ⑨日自事業・福サ事業
- ⑩地域の後見への支援
- ⑪後見監督人の受任
- ⑫支援者支援
- ⑬後見人等の連絡会・講習会
- ⑭後見受任調整（市民後見人）
- ⑮後見受任調整（専門職後見人）
- ⑯権利擁護支援ネットワークの構築
- ⑰調査研究
- ⑱市民後見人の養成
- ⑲法人後見支援員・生活支援員等の養成
- ⑳市民後見人の活動支援
- ㉑権利擁護に関する住民対象研修
- ㉒その他

# 権利擁護支援センターとは

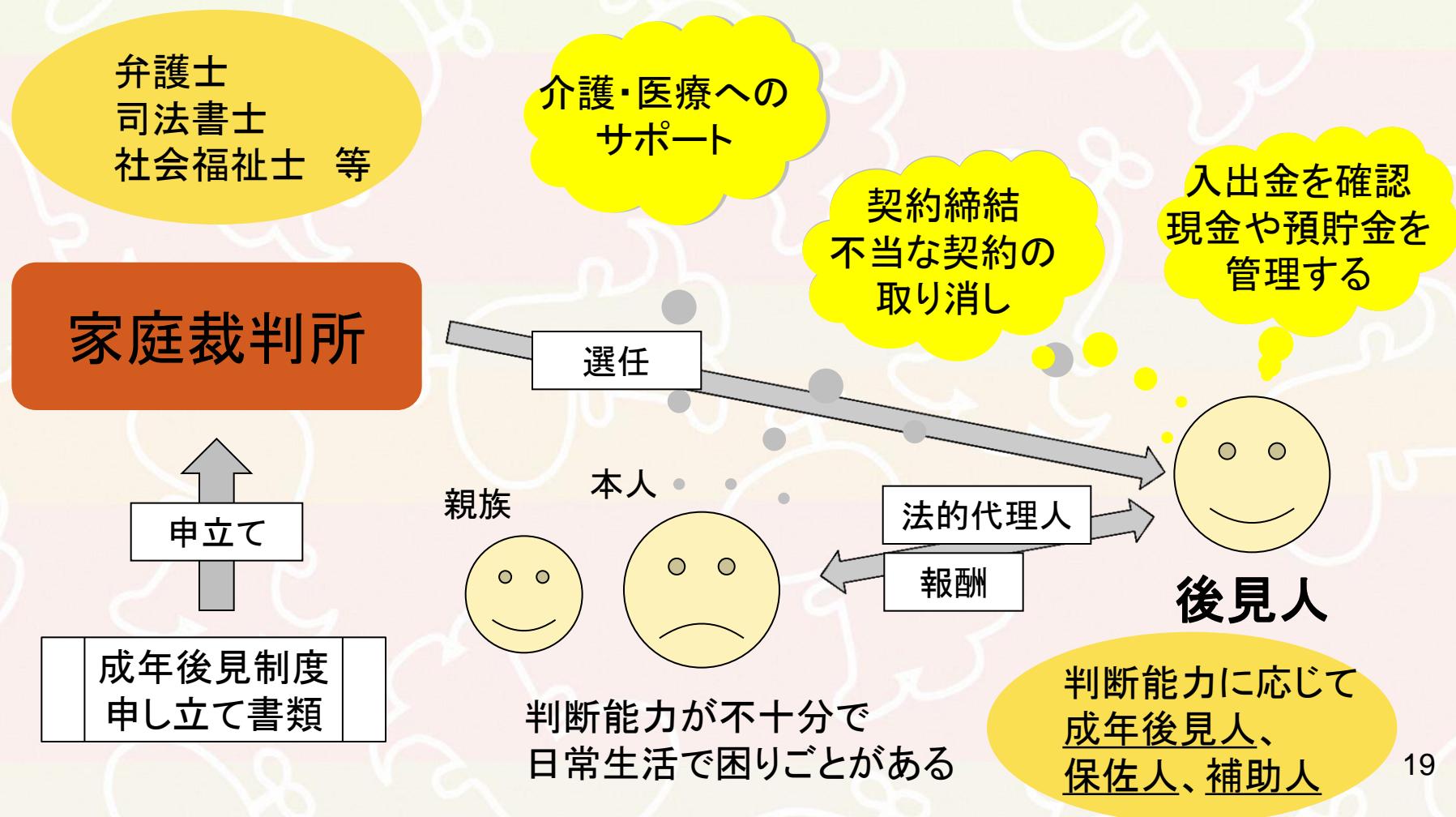


## (4) 成年後見制度の利用促進について

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律
- 成年後見制度利用促進基本計画

# そもそも成年後見制度とは

丹(まごころ)の里



# 成年後見制度の 利用の促進に関する法律

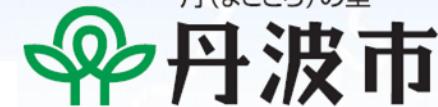


## 第1条 目的

この法律は、**認知症、知的障害その他の精神上の障害があること**により財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び**成年後見制度**がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、**成年後見制度の利用の促進について**、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、**成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること**を目的とする。

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律

丹(まごころ)の里



成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成 28 年 4 月 8 日成立、同年 5 月 13 日施行。  
本法附則の規定により平成 30 年 4 月 1 日改正。  
同日施行



## 第12条第1項

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

# 成年後見制度利用促進基本計画



## 成年後見制度利用促進基本計画について

### <経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長: 総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

### <計画のポイント>

※計画対象期間: 概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

#### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

#### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

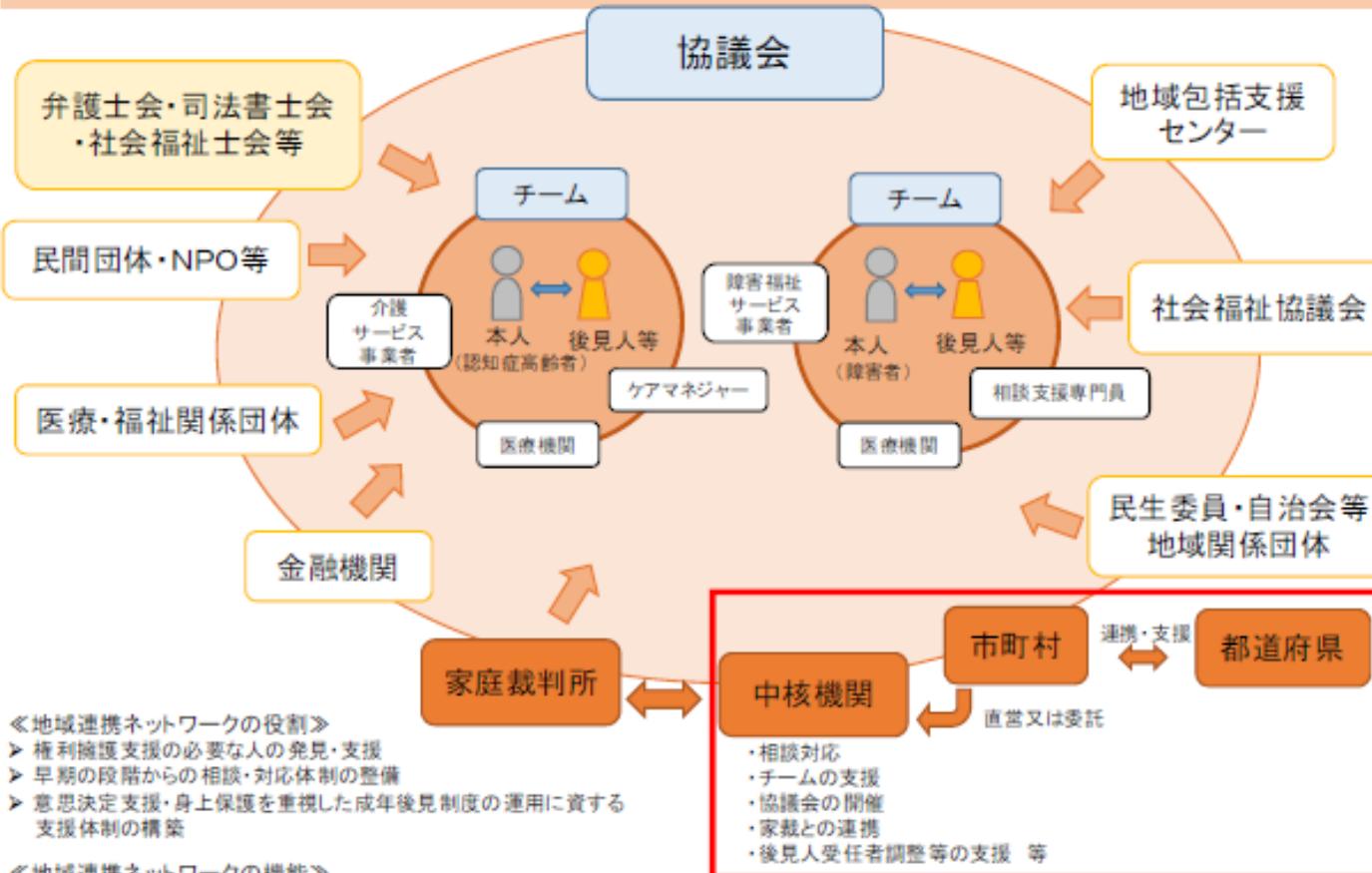
- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

# 成年後見制度利用促進基本計画



## 地域連携ネットワークのイメージ



# 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画の工程表



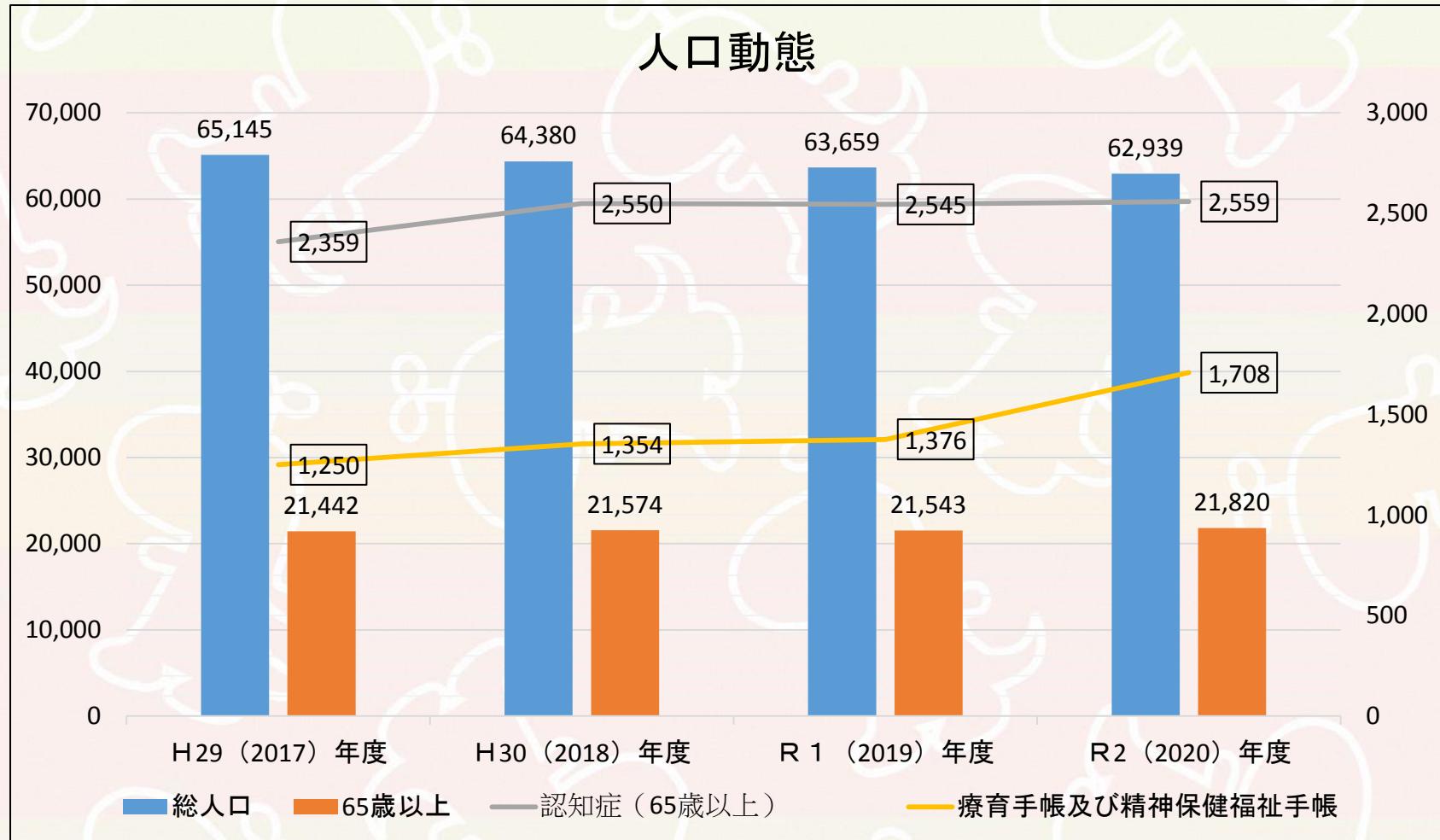
施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

\*本基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

## (5) 丹波市の現状について

### ①取組状況

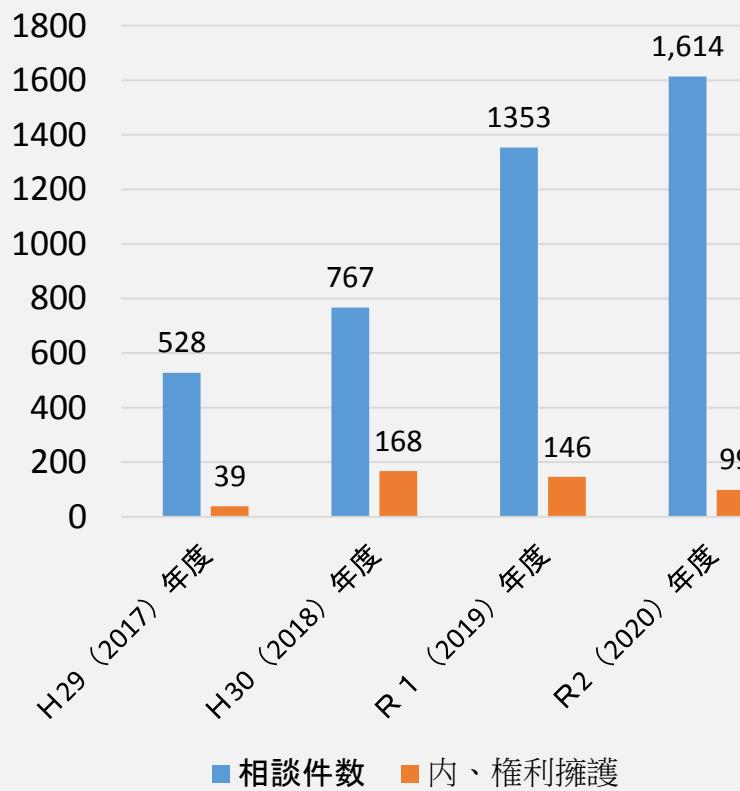
# 丹波市の現状について



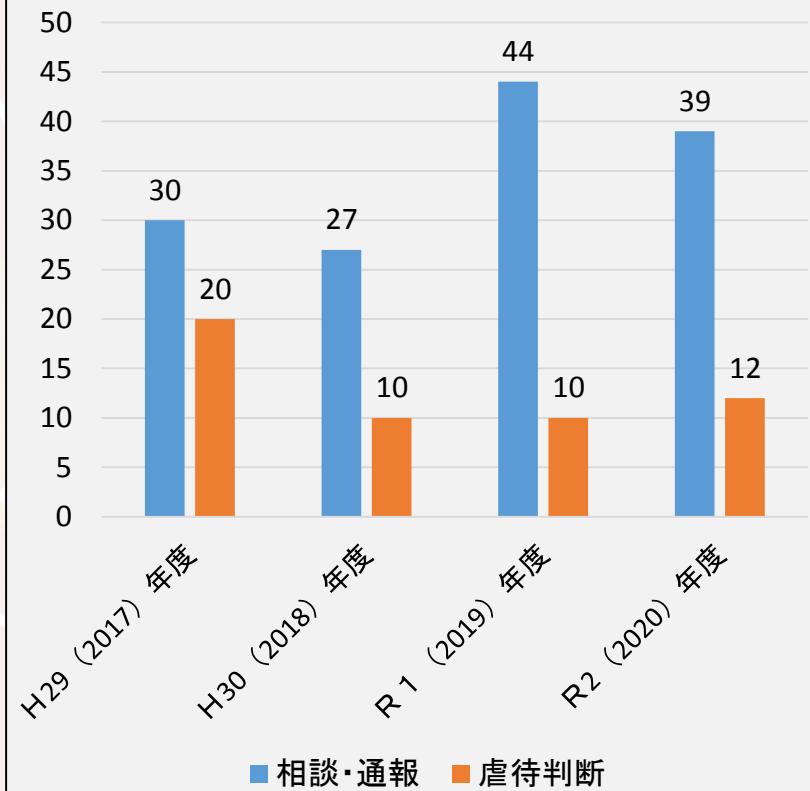
# 丹波市の現状について（介護保険課）



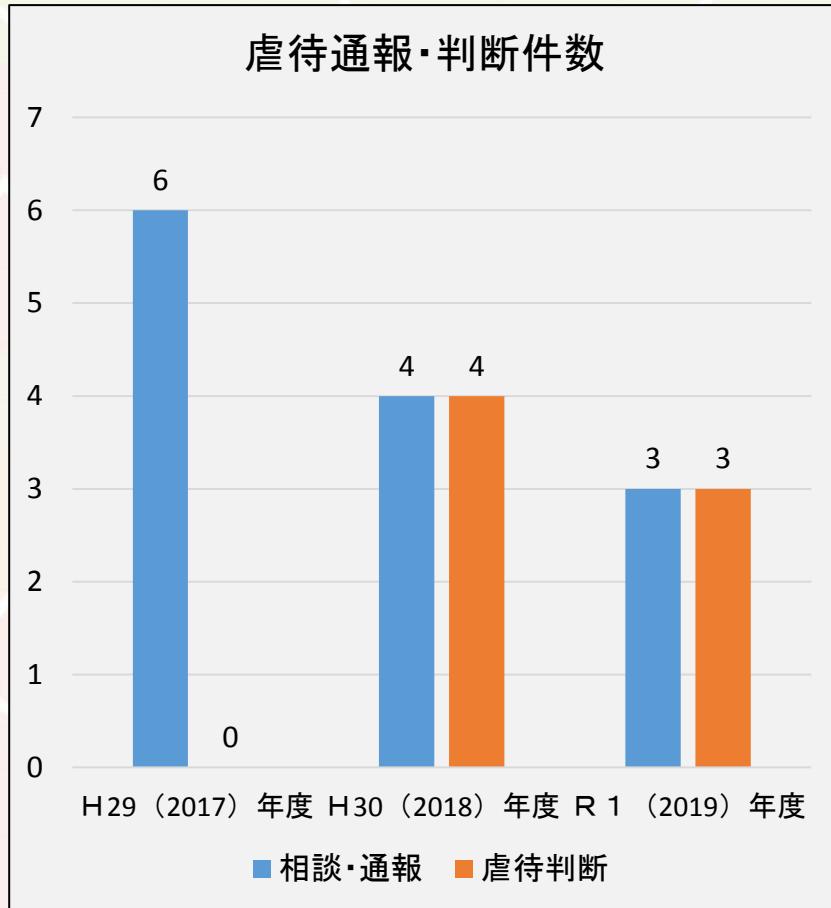
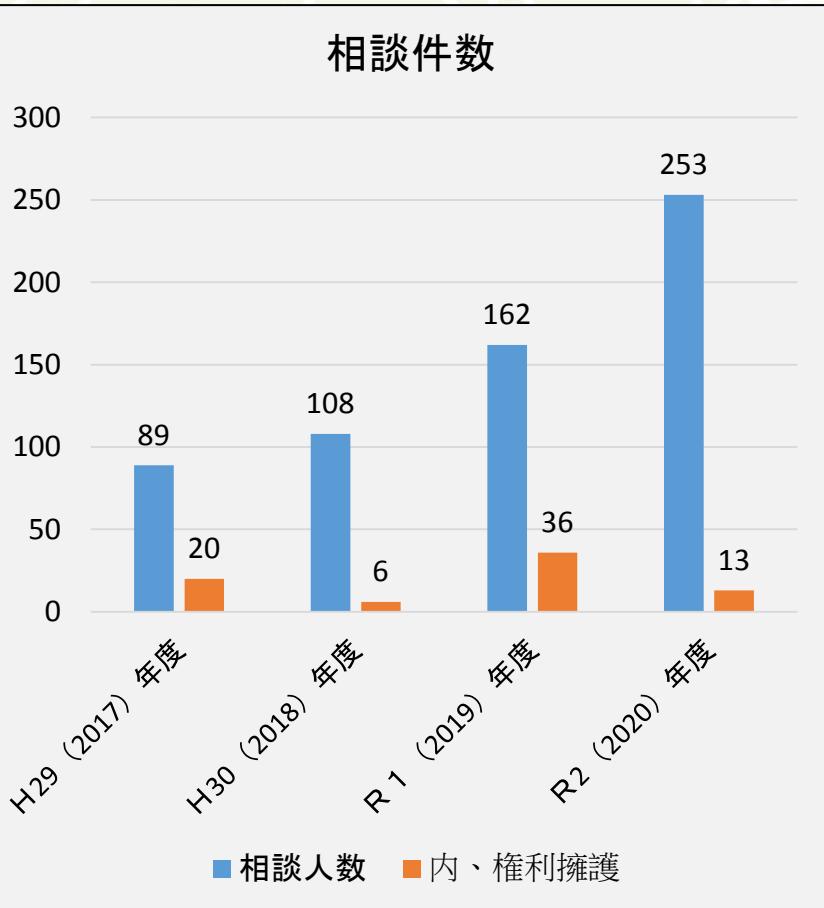
## 相談件数



## 虐待通報・判断件数



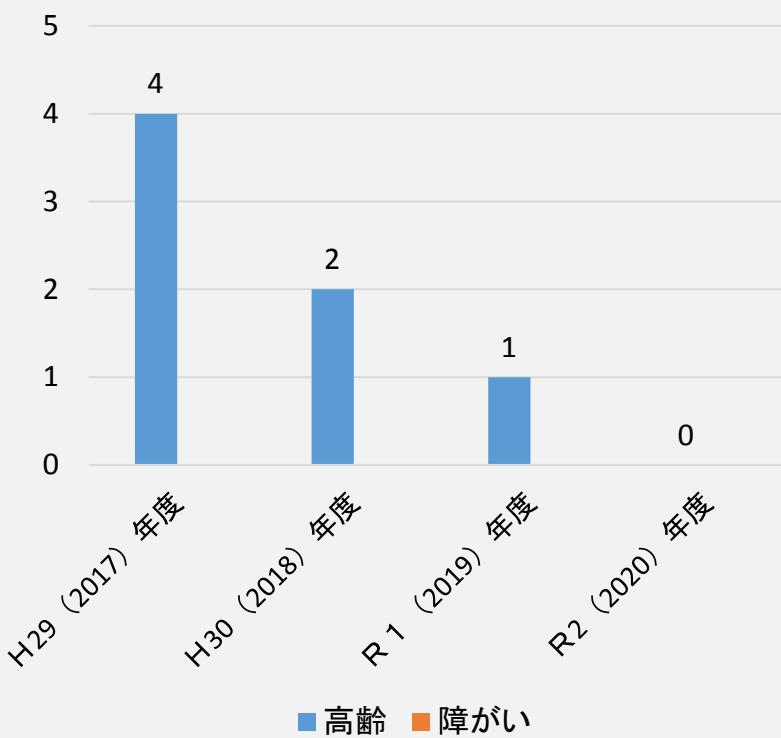
# 丹波市の現状について（障がい福祉課）



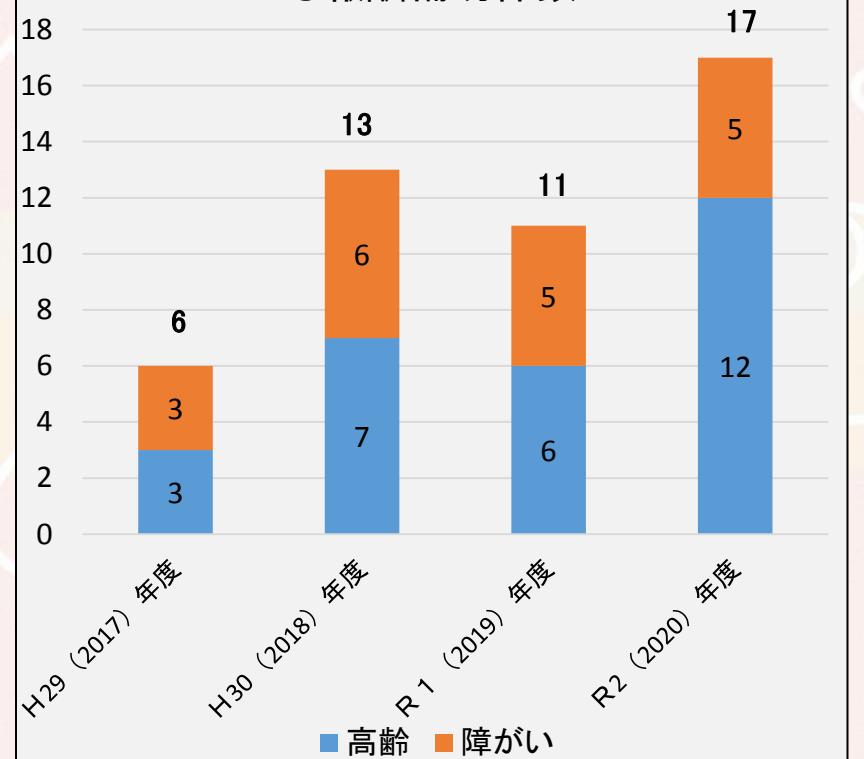
# 丹波市の現状について (成年後見制度利用支援事業)



成年後見制度利用支援事業における市長申立て件数



成年後見制度利用支援事業における報酬補助件数



## (5) 丹波市の現状について

### ②第3期丹波市地域福祉計画

# 第3期丹波市地域福祉計画

## 《地域福祉をめぐる課題認識》



自己決定が尊重され、尊厳が守られる地域づくり

### 《問題点》 生きづらさ、生活のしづらさ

- 成年後見制度の周知が不十分
- 虐待防止意識の向上を図る啓発が引き続き重要
- 判断能力が不十分な人の発見に努め、必要な支援に結び付けることが必要
- 自己決定が尊重され、自分らしい生活ができる体制づくり

### 《課題》 成年後見制度の利用促進

- 権利擁護や虐待防止に向けた取組みを進め、すべての人が個人としての尊重が重んじられ、人権が尊重される地域づくりをすることが必要

# 第3期丹波市地域福祉計画 《施策の展開》



基本目標：ライフステージに対応した権利擁護支援体制の充実

## 《施策の考え方》

- 高齢、障がい、児童、DVなど地域や関係機関による早期発見・早期介入できる体制を整備
- 自分の思いや考えを伝えられず、生きづらさや日常生活のしづらさを抱えている人へ継続的に支援できる体制構築
- 成年後見制度を周知し、判断能力が不十分な人の権利を守るために体制を強化

# 第3期丹波市地域福祉計画

## 《施策の展開》



### 《基本的な施策の方向性》

(1) 虐待防止及び対応充実のための体制整備

### (2) 権利擁護ニーズに対する支援体制の充実 [重点施策]

個別の権利擁護のニーズや相談に対して

継続的に支援できるように権利擁護支援センターを設置します。

### (3) 成年後見制度を活用した権利擁護支援の促進

権利擁護の支援における手段のひとつである成年後見制度が

身近なものとなり、利用しやすい仕組みを整えます。

## (5) 丹波市の現状について

### ③丹波市成年後見制度利用促進基本計画

## 《策定の趣旨》

平成28年5月 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成29年3月 成年後見制度利用促進基本計画

国の動向を踏まえ、住み慣れた地域の中で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、成年後見制度に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的に策定

## 《今後の取組み》

- (1) 成年後見制度の利用のしやすさの向上
- (2) 利用者本人の意思決定支援及び身上監護の充実
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
  - ①利用者と後見人を支えるチーム体制づくり
  - ②権利擁護支援センターの設置
- (4) 後見人等の担い手の確保
- (5) 成年後見制度の普及・啓発と不正の防止

以上となります。